

税

問合せ先 税務課

軽自動車税

【廃車手続きは3月31日(木)まで】
3月下旬は、登録・廃車手続きが最も集中します。手続きに時間がかかることが予想されますので、できるだけ早く済ませましょう。

種類	申請・問合せ先
原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車（フォークリフトなど）、ミニカー	税務課
軽二輪（125ccを超え250ccまで）・二輪（250ccを超えるもの）の小型自動車	近畿運輸局大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所（和泉市上代町官有地） ☎050-5540-2060
軽四輪・軽三輪自動車	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所（和泉市伏屋町1丁目13番3号） ☎050-3816-1842

【令和4年度

軽自動車税（種別割）の減免

身体などに障害を有する人が所有している、または生計を同じくする人が、その人のために使用している軽自動車の軽自動車税（種別割）を減免する制度があります。この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのものです。

※減免申請は普通自動車、軽自動車などのうちいずれか1台のみ。また、減免申請に必要な書類や条件は多少異なります。詳しくは問い合わせてください。
申請期間 3月1日(火)～5月31日(火)

必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、運転免許証など

※令和3年度に減免を受けている人は3月上旬に継続用の申請書を送付します。番号法施行に伴い、申請書に申請者の住所、氏名などの記載に加えて「個人番号」（マイナンバー）の記載が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での申請を受付します。窓口混雑緩和のため、郵送での申請にご理解ご協力をお願いします。

申請・問合せ

●軽自動車：税務課

●普通自動車：府泉南府税事務所（☎439・3601）

市税の納付

【市税の納め忘れは
ありませんか】
令和3年度の市税の納期限は既に終了しています。未納があると、本来納めるべき税額のほかに延滞金などを合わせて納めていただくことになり、遅れるほどその金額も加算されていきます。なお未納が続くと財産調査の上、差押することにもなりかねません。今一度、納付の確認をお願いします。

【市税の納付は 便利な口座振替で】

忙しい人や不在がちな人は便利な口座振替を利用してください。

～申込は簡単です～

預貯金通帳と届出印鑑を持参し市内の各金融機関の窓口にて申込をしてください。また、税務課窓口でも、専用端末を利用し、キャッシュカードにて口座振替申込手続きができます。

※大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除きます。（一部、取り扱いできないカードがあります）

詳しくは問い合わせください。3月22日(火)までに申し込むと新年度当初分から取り扱いき、翌年度から毎年、自動的に継続します。

問合せ先 税務課

固定資産税

【土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧】

自分の土地や家屋の評価を他と比較するため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

●土地の納税者は、土地の縦覧帳簿（所在地、地目、地積、評価額）
●家屋の納税者は、家屋の縦覧帳簿（所在地、種類、構造、床面積、評価額）

日時 4月1日(金)～5月31日(火)までの市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、前年度の納税通知書（*）
手数料 無料

【固定資産課税台帳の縦覧】

納税義務者本人に加え、借地・借家人なども対象資産の課税内容を閲覧できます。

日時 市役所開庁時間内

必要なもの 本人確認のできる書類、借地・借家関係などがわかる書類（*）

かかる書類（*）

手数料 納税義務者は無料、納税義務者以外は1件400円（*）：いずれも代理人の場合は委任状（法人の場合は委任状または会社印）が必要です。いずれも

場所・問合せ先 税務課

市・府民税

～申告は3月15日(火)まで～
申告会場は混雑が予想されます。新型コロナウイルス感染症防止のため、郵送での提出にご協力ください。

住民税の住宅ローン控除の申告は原則不要ですが、次の人は税務署での確定申告が必要です。

- 令和3年中に入居し初めて住宅ローン控除の適用を受ける人
 - 年末調整が済んでいない人
 - 年末調整の給与所得以外に所得がある人
 - 医療費控除や寄附金控除など控除内容の変更がある人
- 申告・問合せ**
●市・府民税の申告：税務課
●所得税の確定申告：泉佐野税務署（☎462・3471）

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署 (☎462-3471)

■令和3年分所得税等の確定申告

令和3年分所得税等の確定申告は3月15日(火)までです。申告会場では新型コロナウイルス感染症の感染予防策を実施するため、申告書の作成や提出に時間がかかる場合があります。申告書は国税庁ホームページで作成し、e-Tax送信していただくか、郵送による提出をご利用ください。

■令和3年分の確定申告書作成会場

泉佐野税務署では申告書作成会場を3月15日(火) (閉庁日除く) まで開設します。来署される人は、入場できる時間帯が設定された入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場でも配付しますが、2日前までに来署予定日が決まっている人はLINEを通じたオンライン事前発行が便利です。詳しくは国税庁ホームページの「令和3年分確定申告特集」を確認してください。また、会場の混雑状況により早めに整理券配付を終了する場合や新型コロナウイルスの感染拡大状況により、申告相談を中止する場合があります。なお、当税務署の駐車場は大変混雑しますので、お車での来署をご遠慮ください。

■令和3年分所得税等の納期限と振替日

新たに振替納税を利用するには、納期限までに「振替納税依頼書」の提出が必要です。また、既に振替納税をご利用の人は事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足などで振替納税できなかった場合には、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて延滞税の納付が必要となる場合があります。

税目	納期限	振替納税を利用する人の振替日
令和3年分 申告所得税および復興特別所得税	3月15日(火)	4月21日(木)
令和3年分 個人事業者の消費税および地方消費税	3月31日(木)	4月26日(火)

■納税に係る留意事項

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書や納税通知書などの送付はありませんので、振替納税を利用しない人は次の方法で納期限までに納付してください。

- スマートフォンやパソコンなどから、インターネットバンキングなどで納付できる電子納税
- クレジットカード納付
- QRコードを利用したコンビニ納付 (国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーまたは専用画面からQRコードを作成)
- 金融機関および税務署窓口

※なお、それぞれの詳しい納付方法は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。

▶確定申告書作成
コーナーQRコード



▶国税の納付手続
QRコード



国保年金

問合せ先 国保年金課

「ご存知ですか?」 国民年金第1号被保険者の 独自の給付

【寡婦年金】第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算して10年以上ある夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間(内縁関係を含む)が10年以上ある妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができます。

【死亡一時金】第1号被保険者として保険料を3年以上(全額納付した月は1ヵ月、4分の1免除は4分の3ヵ月、半額免除は2分の1ヵ月、4分の3免除は4分の1ヵ月)で計算されます。納めた人が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者・子など)に死亡一時金が支給されます。ただし、その遺族が遺族基礎年金を受けられるときは支給されません。

※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられるときは、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

国民健康保険料の 納付はお済みですか?

今月は国民健康保険料の最終納期限(第10期)です。保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書(資格証明書)の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人の公平性を保つため、滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差し押さえることもあります。保険料は納期限までに納めてください。納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

～申請期間は3月31日(木)まで～

新型コロナウイルス感染症の影響により

収入が減少した人へ

主たる生計維持者(世帯主)の令和3年中の事業収入・給与収入・不動産収入・山林収入のいずれかが、令和2年中に比べて10分の3以上減少している場合は、申請により国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の減免を受けられます。申請にあたっては、収入を証明する書類(源泉徴収票や確定申告の写しなど)が必要となります。

問合せ先 国保年金課

※詳しくは市ホームページをご覧ください。